

11月定例教育委員会報告

1 開催日時

平成30年11月14日(水) 13:30～14:45

2 出席者

委員 村川 一恵

嶋崎 真英

中嶋 剛

教育長 遠藤 雅己

事務局

教育政策監 丸山 克彦 教育次長 吉村 武史

教育総務課長 三岳 和裕

教育総務課参事(学校給食センター所長) 畑田 憲一

学校教育課長 江浪 俊彦 学校教育課参事 高木 修

社会教育課長 喜々津 武利 図書館長 鈴川 章子

社会教育課参事(新図書館整備室長) 松山 敬之

文化振興課長 大野 安生 教育総務課課長補佐 山崎 喜一郎

3 議事

《議案》

第23号議案 大村市子ども科学館条例の制定について

第24号議案 平成30年度大村市一般会計補正予算(第6号)について

《協議・報告事項》

損害賠償請求事件の控訴について

「平成32年度からの新たな三学期制移行に伴う進捗状況説明会」報告
について

平成30年度長崎県中学校総合体育大会駅伝競走大会の結果について

4 議事録

教育長	<p>ただ今から平成30年11月教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>佐古委員、渡邊委員から欠席の連絡がっておりますが、本日の会議は定足数に達しております。</p> <p>会議に先立ちまして、委員の皆様にお諮りします。本日追加で配布しています第24号議案は、予算に関する議案ですので秘密会議とし、議事日程の後半にしたいと思っておりますが、議事日程及び秘密会議の取扱いについて、ご異議ありませんでしょうか。</p>
全委員	はい。
教育長	<p>ご異議ありませんので、そのとおりに取扱わせていただきます。</p> <p>議事日程1、前回会議録の承認を議題とします。原案のとおり会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	はい。
教育長	<p>はい。ご異議ありませんので、承認することとします。</p> <p>議事日程2、教育長報告を行います。10月ですが、まず10月3日、大村市中総体駅伝大会が諫早の陸上競技場で行われました。県大会で男子が、西大村と桜が原、それから女子が、桜が原と郡中が1番2番で県大会の方に進んでおります。後でまた県大会の方は報告があると思います。</p> <p>それから、10月18日、長崎県戦没者追悼式がシーハット大村でありました。大村中学校から女子生徒3名が、参加をしてくれました。もう大分定着してきたんじゃないかと思っておりますけど、ボーイスカウト、ガールスカウトも合わせて参加をしております。それから、高校の方は大村市内の聾学校が、今回初めて参加をしております。手話をやる方が前の席に座って、座ったままでやっていたというのはちょっと異様な感じを受けましたね。大村市内であるああいう会の場合には、ステージの袖か、またはステージに立って行っていただいておりますので、ちょっと県の方には、その注文したところでもあります。もう少し前面に立っても良いんじゃないかなと、障害者に対する配慮というのは今当たり前のことですから、そのように思ったところがございます。</p>

	<p>それから、10月25日、私初めて第21海軍航空廠の殉職者の慰霊祭に、参加をしてまいりました。これは学徒動員で当時の高校生女子生徒がかなりその犠牲者になったということで、その遺志も含めて、初めて参加をさせていただいております。</p> <p>それから10月の26日から桜が原中学校区から3学期制への移行の説明会をスタートしております。これが11月2日まで、後でこれもまた事務局から報告があると思えますけど、郡中の11月2日までの6か所、6校区を回っております。</p> <p>以上で教育長報告を終了します。</p> <p>ほかに各委員から、何か報告はありますか。</p>
教育長	<p>無ければ、議事日程3、第23号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
社会教育課長	<p>第23号議案大村市子ども科学館条例の制定についてでございます。大村市子ども科学館条例を制定する条例議案を12月議会に提出したいので、その原案について教育委員会の審議を求めるものでございます。</p> <p>条例案の説明に入ります前に、新子ども科学館の概要について、ご説明をさせていただきます。お手元に配布しております新子ども科学館についてという表題がついております資料をお願いいたします。開館予定日は平成31年4月1日、中心市街地復興ビルの5階、面積は459.74㎡となっております。施設の内容につきましては、記載のとおりとなっております。活動内容につきましては、定期的な内容につきましては、科学工作教室・実験教室・木工教室等を実施しており、イベントとしては、夏季休業中に子ども科学館まつり・ロボット工作教室・ラジオ工作教室を開催いたしております。開館時間等につきましては、旧科学館同様4月から9月が10時から18時、10月から3月が10時から17時、土日・祝日・学校休業日の開館となっております。今後の予定につきましては、記載のとおりとなっております。</p> <p>それでは条例案について、ご説明をさせていただきます。第1条は、施設の設置目的でございます。第2条は、科学館の名称及び位置でございます。第3条は、科学館で実施する事業についてでございます。第4条は、科学館への入館の制限に関する事項となっております。第5条は、建物又は附属設備の損傷、滅失した場合の損害賠償に関する事項となっております。第6条は、規則への委任についてでございます。</p> <p>なおこの条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。開館日、開館時間及び運営内容等、旧科学館と同様となっておりますので、参考までに新旧対照表を添付させていただきます。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

教育長	はい、ただいま第23号議案、大村市子ども科学館条例の制定について説明がありました。ご質問等ありませんか。
村川委員	新旧対照表の第4条の「入館を拒み、又は退館を命ずることができる。」の中に、「動物を携帯する者」とあるんですけど、動物について細かな介助犬とかそういったものが省かれないように何か1文言付けておいた方がいいような気がするんですけど。
社会教育課長	この旧条例の第4条第1項を外したところは、先程申し上げましたように、介助犬、盲導犬等ですね、動物を携帯する者を入館ができないというものがありましたので、ここを除きまして、その新条例の第3項、「その他科学館の管理上支障があると認めるとき」というところで整理をさせていただいているということでございます。
村川委員	分かるんですかね、これを見てああ大丈夫なんだと普通の人が分かればいいなと思うんですが。
社会教育課長	細かい部分については、委任の中でですね、規則で定めるということにしておりますので、細かい部分については規則の方で制定したいというふうに考えています。
教育長	第4条の旧条例のところですよね。 まあ、普通プレートみたいなのが貼ってあって、介助犬OKって書いてありますよね、ああいうサインは付けるんですよ。
社会教育課長	付けたいと思います。常設で付けるというのは、我々聞いてないんですが、無ければラミネートかなんかで貼り出したとは思っております
教育長	どこの施設もそのような形でしているの、マーケットなんかもありますよね。 という方向性で、ちょっとまた見やすいようにやっていただきたいと思います。他にございませんか。
中嶋委員	大きく新と旧で変わったところですね、それはございますか。
社会教育課長	場所が今度変わるということで、一番大きく変わる場所は、別記1の位置が変わるというのが、大きく変わる部分となっています。旧子ども科学館が今の県立市立一体型図書館の付近に旧オックスフォードという施設がありました。その跡地を利用して設置をしてみましたので、その場所が今度旧浜屋に移転をするということで、運用内容、開設の時間等は、まったく同じなので、逆に大きくは変えていないということでございます。
教育長	よろしいですかね。場所等が変わって、あと開館、閉館は変わらないということですね。機能的には、そういうものは変わらないですね。ほとんどね。 他にございませんか。
教育長	それでは質疑を集結します。ご意見等ございませんか。
教育長	それではご意見等ありませんようですので、意見を終結

	し、採決します。第23号議案について、承認することにご異議ありませんか。
全委員	はい。
教育長	ご異議ありませんので、承認することといたします。

◎自由討論

なし。

◎協議報告事項

損害賠償請求事件の控訴について、教育総務課長から報告があった。

「平成32年度からの新たな三学期制移行に伴う進捗状況説明会」報告について、学校教育課長から報告があった。

平成30年度長崎県中学校総合体育大会駅伝競走大会の結果について、学校教育課長から報告があった。

○次回の定例教育委員会開催の確認

12月定例教育委員会 12月19日（水） 13時30分から

教育長	これもちまして平成30年11月教育委員会定例会を終了します。14:45
-----	-------------------------------------